

○地方行政委員会
内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
5	法律案 地方交付税法等の一部を改正する	衆	三、 二二、 六	委員会付託 三、 二二、 六 (子)	委員会議決 三、 二二、 二三	本会議議決 三、 二二、 二三	委員会付託 三、 二二、 六	委員会議決 三、 二二、 二一	本会議議決 三、 二二、 二一	
14	法律案 地方公務員の育児休業等に関する	ク	二二、 九	二二、 九 (子)	可決 二二、 一七	可決 二二、 一七	二二、 九	可決 二二、 一六	可決 二二、 一六	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

平成三年度補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されること等に伴い、同特別会計における借入金償還額を二千二百三十億三千八百万円縮減することとする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十四兆八千八百八十六億七千五百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、六千七百三十二億七千八百万円となる。）。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

1 雲仙岳災害対策基金に係る地方債利子支払に要する経費の財源を措置するため、平成三年度から平成八年度までの各年度に限り「災害復興等のための地方債利子支払費」を設けることとする。

2 地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、同年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改正することとする。

三、平成三年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交

付税の総額の特例を設けることとする（以上の措置により、普通交付税の総額は十三兆九千八百五十九億一千万円、特別交付税の総額は九千二十七億六千五百万円となる。）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成三年度分の地方交付税が一千七百四十七億円減少することとなりますが、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、雲仙岳災害対策基金に係る地方債利子支払に要する額及び廃棄物処理施設の円滑な整備に要する額等の財源措置を講ずるため、本年度に予定しておりました同特別会計借入金償還額を二千二百三十億円縮減し、この額について、平成四年度から平成十二年度までの各年度において償還すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、基準財政需要額の算定方法、特別交付税増額の理由、廃棄物処理施設整備事業に対する国と地方の負担区分等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、育児休業制度の普及が進みつつある情勢等にかんがみ、地方公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び部分休業制度を設けようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、職員（非常勤職員等を除く。）は、任命権者の承認を受け、その一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで育児休業することができる。任命権者は、当該職員の業務を処理するための措置が著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

二、育児休業をしている職員は、職を保有するが、職務に従事しない。育児休業期間中は給与を支給しない。

三、任命権者は、職員の配置換え等の方法によって育児休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時的任用を行うものとする。

四、育児休業をした職員については、国家公務員における取扱いを基準として、職場に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならない。

五、任命権者は、職員（非常勤職員等を除く。）が請求した場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。この場合、条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

六、職員は、育児休業又は部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

七、当分の間、女子教育職員等に対しては、条例の定めるところにより、育児休業期間について、育児休業給を支給するものとする。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、育児休業制度の普及が進みつつある情勢等にかんがみ、地方公務員について、その一歳に満たない子を養育するた

め、育児休業制度及び一日の勤務時間の一部について勤務しないことを内容とする部分休業制度を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、育児休業期間中の無給、育児休業の承認制度、看護婦等既存の休業制度の運用状況等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、日本共産党の諫山委員より、育児休業給を支給するものとする内容を内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。本修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取しましたところ、塩川自治大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、修正案は、賛成少数をもって否決され、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、育児休業期間中の経済的援助等に関する附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。